

## 6. 考察

本調査は 2010 年度に第 1 回を実施し、その後隔年で行っている。今回が第 4 回である。ご協力をいただいた各団体に、あらためて御礼を申し上げたい。

調査結果は、一言でいえば安定しているが、同時に、この 6 年余の、競技団体をめぐる環境変化を反映しているところもある。変化の第一は、いわゆる公益法人改革である。多くの競技団体が、公益社団法人あるいは公益財団法人となった。ただし、他の法人格を選択している団体もある。競技団体は普及を目的のひとつとするという点において、ほぼ例外なく公益性を有していると思われる。しかしその法人格は、必ずしも「公益」を冠するものではない。これについては、一定の法人格をいわば「強制」されないことをよしとする考え方もあるだろうし、公益性があるにもかかわらず、法人格によってはそれがないと誤解される懸念を指摘する意見もあるだろう。

本研究所が 2015 年度に実施した米国の競技団体に係る調査によれば、競技団体の公益性の判断基準（税制上の優遇の対象となる）は、法人格によるものではない。2 カ国だけの比較から論ずることにはおのずと限界もあるが、競技団体の法人格は、必ずしも一定のものに収斂するわけではないという認識が必要であろう。

公益法人改革に伴う他の変化は、各団体が、収支同額の予算を策定しなくなったことである。従来は、収支同額という団体がほとんどであった。収支同額とするために、繰越金を持つ団体は経常経費を過大に予算計上する傾向が見られた。現在は、年度の収支差額は正味財産の増減に反映されるので繰越金がないため、予算が現実的なものになっているように思われる。

変化の第二は、2020 年の東京オリンピック・パラリンピックによるものである。この大会の実施種目を統轄する団体は、代表強化に向けた財源の拡大が予見される。本調査では団体ごとの状況の分析には踏み込んでいないが、全体として、収入に占める補助金・助成金の割合が高まっていることがわかる。今後この傾向はしばらく続いていくことになるものと思われる。競技団体としては、2020 年に向けて、あるいはこれを契機とする中期的な発展に向けて、補助金・助成金に加えて、協賛金、あるいは寄付収入の拡大を期待したいところであろう。今回の調査結果は、いわば全体を俯瞰するものなので確認することができないが、実際にそれに成功している団体があるかもしれない。今後の調査の課題としたい。

本調査では、継続的なテーマに加えて、競技会を取り上げている。当研究所では 2013 年度に、競技団体の主催大会について、参加者・チームの費用負担（旅費・宿泊費等）についての事例調査を実施した。今回の調査では、全団体について、大会の開催数等を確認している。

予見されたことではあるが、大会数は多い。そしてこのことから重要な点をいくつか指摘することができる。第一は、これらの大会の参加者・チームと観戦者が負担する費用のほとんどは、競技団体の収支「外」のものであり、したがって競技団体やその主催

大会は、その財政規模を超えて、経済に一定の好影響をもたらしているという点である。

第二は、これだけ大会数が多ければ、開催地は全国にある程度分散することになる。つまり、スポーツの大会は、全国に経済効果と人的交流をもたらすものとなり得るのである。近年、スポーツツーリズムにおいては、いわゆるインバウンド、すなわち訪日旅行者のスポーツ活動に注目が集まりがちのようであるが、実際には「足元」にも大きく、かつ安定した市場があることが認識されるべきであろう。